

# 犯罪被害者月間について

## 11月1日から12月1日まで

### 1 犯罪被害者月間の目的

令和6年度までは、毎年11月25日から12月1日までの1週間を「犯罪被害者週間」と定めていましたが、令和7年度から活動期間を拡大し、11月1日から12月1日までの1ヶ月間を「犯罪被害者月間」と定め、国民の犯罪被害者等支援に関する理解の増進を図り、社会全体で犯罪被害者等を支える気運を一層醸成することを目的としています。



犯罪被害者等支援  
シンボルマーク  
「ギュっとちゃん」

### 2 月間中の主な活動

令和7年度の犯罪被害者月間中に千葉県内で行われた主な活動をご紹介します。

#### (1) 「千葉県民のつどい」の開催

11月29日に千葉市生涯学習センターにおいて、「国費による被害者のための弁護士制度」の講演、遺族講演、犯罪被害者支援音楽会等を実施。

#### (2) 「ミニ・生命のメッセージ展」を開催

千葉県内各所において、犯罪、事故、いじめ等によって、理不尽に生命を奪われた犠牲者一人ひとりの等身大人型パネル「メッセンジャー」を展示。

#### (3) 被害者支援連絡協議会の開催

柏警察署において被害者支援連絡協議会会員と協議会を実施。被害者支援の実施状況を報告したり、千葉CVS（千葉県公安委員会から早期援助団体として指定を受けた民間の専門支援団体）から講師を招いて、講演を聴講。

### 3 その他の取組み

千葉CVSが推進している各種施策をご紹介します。

#### (1) 「寄付型自動販売機」について

被害者支援寄付型清涼飲料自動販売機を設置していただけるオーナーを募集しています。（清涼飲料水等1本の売り上げ毎に、一部を寄付するものなど）

#### (2) 「募金箱」の設置

被害者支援に係る募金箱をカウンターや窓口に設置していただけませんか？

#### (3) 「ホンデリング」について

古本を活用した寄付の仕組みに取り組んでいる民間業者が、ウェブから申込みできる「チャリボン」で受付を行っています。

※ 各種お問い合わせ先は、

千葉CVS 043-225-5451 まで

